

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

海南市

1 促進計画の区域

次に掲げる小字の区域とする。（大字：小字）

（旧海南市地域）

別院：東浦、有井、北野、花ノ木、上ノ垣内、皿池、林垣内、池堂上、片山、池堂前、又助垣内、嶋、玉川

野尻：南原、岩坂、松尾、大岩

原野：コゼイキ、東原ノ代、西原ノ代、中谷垣内、本瀬谷、長尾、大池首、大谷、中池、山田、柳谷

七山：長栖、天神山

孟子：河渡口、上出、大西、猿渡り、春日前、木原、堂ノ尾、堂ノ尾道下、大橋、宮ノ下、東谷、奥ノ谷、蟻谷、小峠、坂本、西出、下出、垣内、浦ノ段、階田、波免、高山、藤尾、馬ノ背、荒糸、城ヶ谷、小瀧、不動谷、西ノ瀧

高津：尾崎、上ノ谷、向奥、田和、北原、際目谷、石尾、角田、西居、段、濁池、中平、大平、波免平、犬飼、大原

日方：住家谷、大谷、西谷、東谷、北上、坂東山、礪山、丸尾、才神

鳥居：御霊、西山田、慶権寺谷、小中谷

大野中：細工谷、禅定寺、山王、舟ノ巖

幡川：薬師前、鏡石、横田、中山、内畑

井田：山田、東谷、西谷

山田：才ノ神、東山

小野田：後関、森谷、上佃、佃、丸山、廻り谷、切レ池尻、芦谷、津越、柳ヶ谷、岩切、

尾鼻、三ノ台、馬場添、船橋、中垣内、天満、城山、奥野垣内、楸初、道ノ上、西之前、戸田、大町、山本、北ノ前、北台、下瓦屋、駒ヶ谷、上瓦屋、西中谷、向山、池奥、鰹田南原、南山、尾下り

且来：大荒田、榊、妙見、野田、牛神、上公、小ノ坂、北山

多田：中井前、大原田、城道路、幸門口、屋萩、川田、岡ノ裏、春日谷、月夜田、四ノ坪、同免、北山、前田、滝ヶ谷、池ノ尻、池ノ上北原、池ノ上南原、南山

岡田：黒田、コセビ、西中垣、池ノ尻、南池ノ浦、門田、上佃、里神前、柿之坪、境田、榎本、下佃、薬田、的場畑、南山畑、岡畑、南山崎、南木谷、九品寺谷、阿弥陀谷、奥垣内、城山、南山

重根：伏山、岩谷、嶽、田津原

阪井：北峯山

溝ノ口：宮ノ前、竹ノ下、金谷、前ノ側、神田

棕木：鳴瀬、金谷、下井田、薬師、土亀

野上中：笠松、下井田、土井、寺中

木津：堂谷、椿谷、出口、芝崎、葉山、柳ノ本、中谷、赤池、大丸山

沖野々：邊崎、新田原、奥ノ谷、戈ノ神、石原、横山、田和原、ハビヶ谷、北山、太鼓畑

野上新：平田、立石、宮向、城山、城越、馬酔木谷、間谷、深谷、平谷

九品寺：西尾崎、吉谷、風呂谷、櫻尾、西山田、東山田、栗林、古城

次ヶ谷：山口、薮下、谷、山戸、日裏、網原、北ノ鼻、椎木谷

ひや水：亀ノ欠、上利目、的場、芝崎、北澤、大人原、下垣内、赤畑垣内、北原、中尾、登尾、南垣内、北浦、大上垣内、外山

上谷：長谷、奥ノ谷、林前、松尾前、杉ノ本、日陰、井ノ向、堂ノ垣内、西方谷、焼残り、水谷、口櫻、サヤミ、森ノ垣内、中ノ垣内、松尾垣内、カベ山、西ノ岡、高松、切畑、下尺田、谷、大畑、中曽、大曽根、井戸尻、日影、星尾、花鳥谷

赤沼：竹ノ鼻、山ノ口、戸石、能登、中尾、庵ノ垣内、小谷、櫛木谷、西之谷、上山ノ口、箸ノ尾

海老谷：下露田、北浦、中北浦、下脇田、岡垣内、東原、岩ノ木、西ヶ瀬、南中尾、中尾、下中尾、西原、大西、後家子

別所：下ノ谷、大門、ミソン田、上ノ久保、千田尾、相尾、沖原、寺田

扱沢：谷田、岡ノ後、道ノ下、コエド、ナメラ、細田、宮ノ谷、赤松、山畑

東畑：柳谷、南柿戸、半道、桑原、大北、不動尾、小久保、猪ノ尻、淀、八双前、餅田、宮ノ上、住谷、猪ノ谷、赤井、戎谷、寺尾、谷ノ前、上平野、下平野、六地藏、下山、雨池、東裏、上東裏、沖ノ琴、白櫛、長畑、中添、長道、神田原、平野尾、半道原、柿戸原、柳曽原、猪ノ谷原、寺尾原

藤白：西ノ谷、大桜、藤松、赤坂、鐘付免、川添、鐘吹谷、道ノ上、大岩山田、大岩、子安場谷、堀切谷、鳴谷、枇杷ノ木谷、六本松谷

冷水：白紙、東焼尾、西焼尾

(旧下津町地域)

下津町小畑：北山、中尾、東山、相上、宮筋、西ノ側、南山、菖蒲

下津町上：八反田、赤松、久保田、藤ノ木、大森、前原、住田、中村、奥ノ畑、出山、敷地、阪口、馬ノ谷、垣内、寺口、宮ノ前、小山、氏神、白巖、門脇、菅ノ谷、實通し、名智浦

下津町小原：中田、北原、田中、長垣内、冷畑、横尾、坂、楠坂、瀬戸山、岩ノ谷、登り尾、奥ノ畑、岡田、細谷、内野、上山、中村、美野山、拝町

下津町下津：楠戸、脇ノ浜、梅田、佃、虫上、東新田、神田、袋谷、鰯川口、高畑、神前、西新田、外瀬、宮ノ前、冷水郷、大將軍、小丸坊、油谷、宮ノ後、宮西、西谷、峠、西路、西ノ上、八木、田足、大久保、水主谷、柳谷、大谷、沖山

下津町鰯川：星越、深山、下谷、瀬戸山、垣内、大石、檜木谷、水元、越戸

下津町丸田：平田、中川、佃、三角、南田、南内、谷内、筒井、中内、狐原、奥内、向山、大塚、藤原、戸坂、網代灘、枕谷、女良向、八伏

下津町黒田：谷川、川端、佃、松前、垣内、中尾、大林、越前、三味尾、ハシガ谷、岩ヶ谷南原、岩ノ谷東原

下津町丁：堂前、蔭ノ木、竹ノ下、松本、大道、山ノ神、牛頭、岩ノ谷、萩原、大畠、ヘシノ熊

下津町方：田中、宮ノ前、サクラ、ダラニ田、大谷前、中嶋、北原、濱田、元塩濱、鯨、妙見、山崎、小嶋谷、宮ノ谷、大谷、谷奥、白濱、硯、波床、中尾、ハコヤ、向山、大久保、ヨコアジロ、馬瀬、丸尾

下津町塩津：山下、蛭子丁、鈴山、中筋、妙見、塚穴、宇津、宇野辺、東山、塩首、背山、松下、妹山、馬越、野田、杉谷、宮ノ上、大峰、ツイ、尾上、白岩、露浦

下津町大崎：風穴、南山、南山峠、トセ山、在所南、在所中、在所上、高通、黒岩、古田、奥谷、在所奥、玉谷、堀切、大新谷、中尾、大奥谷、下シ、向井、楠井青砂、田ノ浦、笹尾、平見、女良奥谷、女良新田、居立川、赤岩、女良峠、白木山

下津町大窪：平松、西ノ谷、仲田、道ノ下、菖浦、松尾原、儀曾、尾ノ上、南梅、北谷、掛畑

下津町沓掛：神田、寺垣内、南垣内、開キ谷、下垣内、峯

下津町市坪：亥ノ窪、イラ谷、道ノ脇、文白、ヌクイ、小沓掛、神田、平、嶽、ヨシ原、道寄畑、太田、土屋林

下津町橋本：土穴、竹ヶ淵、中川、亀石、落合、下中津尾、上中津尾、立道、鉢伏、岩屋谷、水落、中尾、白草、小谷原

下津町小松原：庄田、城山、東タタライ、西タタライ、塞ノ神、平戸、与八山、蓬谷、北奥、神保、和田、露田、平見、峰山、一本松

下津町青枝：西谷、東谷、宮脇、イラ谷、小休場、村ノ内、西ノ岡、門口、鍬佐古、南裏、蕨尾

下津町中：横手、楠瀬原、村内、笹山、下横手、古垣内、休場、神主山田、鳶ノ巣、大田畑

下津町小南：上通り、中通り、下通り、大垣内、西畑、對ノ岡、西垣内、東垣内、前山、高尾、滝ノ原、妻夫岩、有ノ木谷

下津町梅田：池ノ浦、山ノ畑、ミカノ尾、垣内、西内山、東内山、奥、百屋

下津町下：山田垣内、岩ノ谷、長ケ谷、大西沼、畠田、北溝、岩崎垣内、中垣内、東垣内、ミケノ尾、柳谷

下津町笠畑：中垣内、西ノ岡、横畑、上垣内、東垣内、向山、藏代、大谷

下津町興：寺地、平尾、フト尾、ケンギヤウ、登尾、横岩、扇子佐古、川原

下津町引尾：宮ノ前、宮尾、赤石、鏡石、大藪、尾筋、向ノ原、川原、切松、大平、松尾、坊ノ原、芦山、夏切、鯛ノ峯、飯盛、イヲキ、西光寺、障根、熊ノ尾寺、紅岩、城ノ前、中尾、大畑、不動畑、一城裏、鉄氣田、焼山、田倉、平山、土井原、右衛門山

下津町百垣内：神田、中畑、セムゾウ、下垣内、垣内、丸岡、牛ノ水、久保ノ上、唐谷、横畑、尾ノ佐古

下津町曾根田：神田、扇佐古、尾張畑、山田、伍田、大谷、タコラ、踊場、芦出、若藪、向山、西原、板木、北山

2 促進計画の目標

1. 旧海南市地域

(1) 現況

本地域は、藤白山から黒沢山に至る標高 300m～500m の山脈が連なり、これを源とする日方川及び亀の川が市中央部を貫流して和歌浦湾に流入している。また、貴志川が本地域の北東部を流れている。

この各河川の流域にわずかに平坦水田地帯が開け、他は概して急傾斜地の棚田又は樹園地において稲作、果樹栽培が行われている。

また、ビオトープ作りに取り組んでいる地域もあるため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧下津町地域

(1) 現況

本地域は、藤白山脈と長峰山脈が加茂川をはさみ、両山脈沿いに急傾斜地が形成され、そこに樹園地が造成されている。特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、地域全体で「下津みかん」のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧海南市区域及び旧下津町区域（1.促進計画の区域内全域）	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業について

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、

地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、海南市も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、本市では平場において適切に維持管理が行われていても、何らかの要因で除外されている白地農地が存在するが、これらは隣接した青地農地や、市内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから、白地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地も対象とする。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる対象農用地の基準

1 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法（旧下津町地域）

半島振興法

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 認定農業者に準ずる者とは、市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）第 7 の 1 の（3）のオの A 要件②の「農業生産条件の強化」に資するものとして市長が認める対象工種は、次に掲げるとおりとする。

工種	作業内容
ほ場整備	< 区画整理 > ・ 畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入 < 暗渠排水 > ・ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・ 現場施工による用排水路の敷設 ・ 水路（コンクリート 2 次製品）の設置 ・ 取水、分水施設の設置 ・ ポンプ場の新設・更新 ・ ため池の新設・改良
道路工	・ 農道の新設・拡幅 ・ 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装（改修も含む。）

